

福島県の公共工事に 係る条件付一般競争 入札参加の手引

(H24.5月改正版)

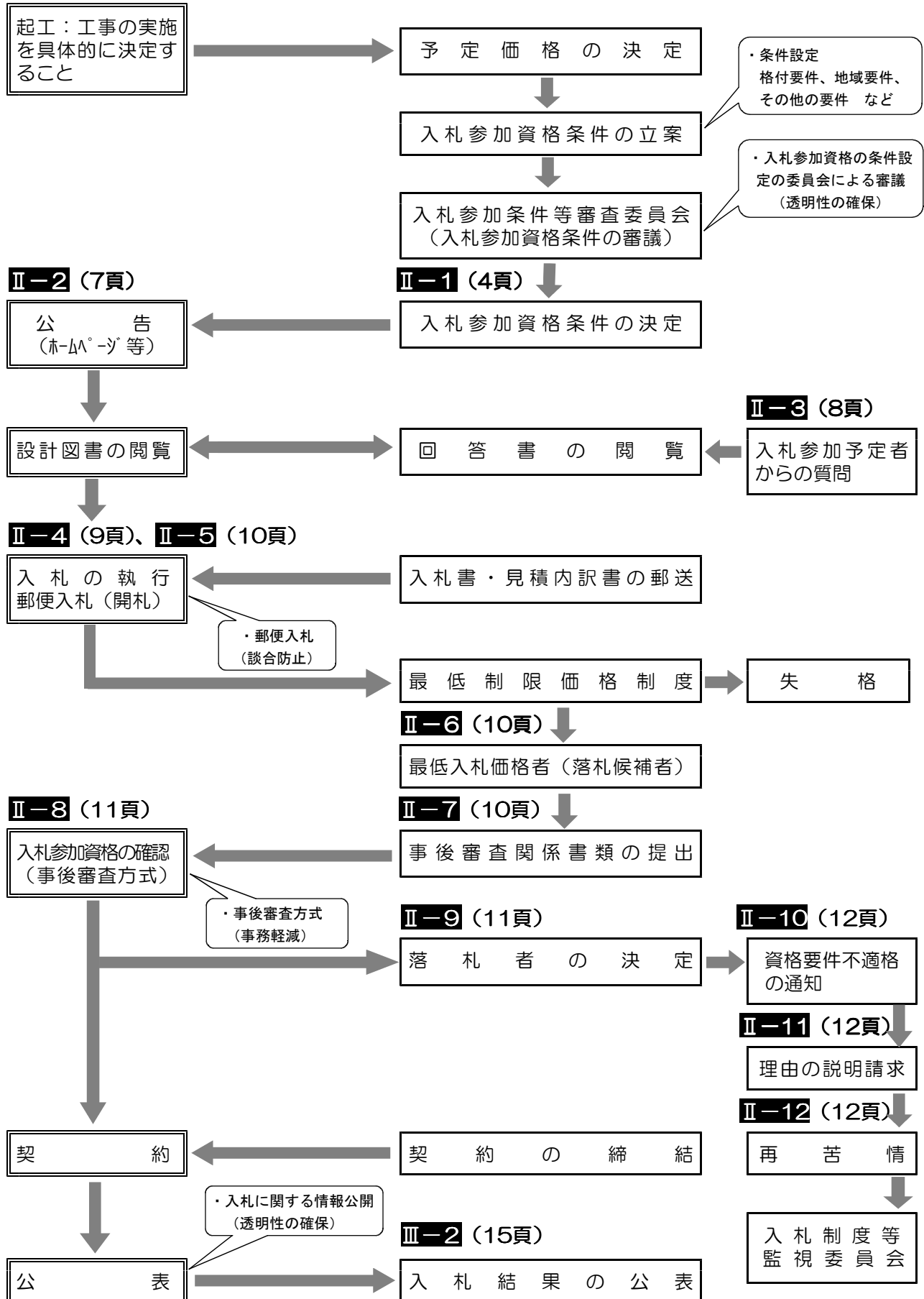
平成24年5月
福島県総務部
入札監理課

(本手引きは、平成24年5月1日以降に入札公告をするものに適用します。)

	頁
I 条件付一般競争入札の流れ	1
1 条件付一般競争入札（価格競争）フロー概略図 （参考）入札に参加するための手続きについて	
II 条件付一般競争入札の手続き	4
1 入札参加資格要件について	
2 入札の公告について	
3 入札公告等の確認について	
4 郵便入札について	
5 開札（公開）について	
6 落札候補者への連絡について	
7 入札参加資格確認書類の提出について	
8 入札参加資格の確認について	
9 落札者決定の通知について	
10 資格要件不適合の通知（理由）について	
11 理由の説明請求について	
12 再苦情について	
13 工事完成後の実地調査について	
III 入札情報の公開	14
1 発注見通しの公表について	
2 入札・契約結果の公表について	
IV 談合情報の取扱い	16
1 談合情報の報告について	
2 開札について	
3 見積内訳書の確認について	
4 入札制度等監視委員会の事情聴取について	
5 県の対応について	
V 別紙	17
1-1 入札参加可能範囲（格付・地域要件）	17
1-2 発注管内と隣接3管内	18
2 入札公告（例）	20
3 入札説明書（例）	25
4 入札書（記載例）	38
5 入札書を無効・失格とする事例	39
6 談合情報対応フロー図	40
7 同額入札による「くじ」について	42
8 入札書の郵送前チェックリスト	45

I 条件付一般競争入札の流れ

1 条件付一般競争入札（価格競争）フロー概略図



※ 設計図書の問題に対する回答の有無をホームページに掲載していますので、必ずその内容を確認の上、郵送してください。

5 開札

・入札公告に記載された開札日時、開札会場において開札を行います。

6 落札候補者の決定

・落札候補者（第2順位まで）を開札会場で発表します。
・落札候補者が開札会場に来ていない場合には、電話等によりその旨を連絡します。

7 入札参加資格確認の書類の提出

・第1順位落札候補者は、入札参加資格確認書類等を指定された期日までに入札執行機関に提出します。

・なお、第1順位落札候補者が「失格」となった場合には、第2順位落札候補者に書類の提出を求めます。

・ただし、条件付一般競争入札（価格競争）において資格要件が「地域要件」と「格付要件」のみの場合には、入札参加資格確認書類の提出は必要ありません。

- (1) 技術者の工事経験、企業の工事実績等の条件が付されている場合
条件付一般競争入札資格確認書類送付書（確認に必要な書類を添付）
- (2) 総合評価の場合
技術提案書の証明書類

8 落札決定

・入札参加資格の確認を開札日以降に行い（事後審査）、落札決定となった場合には、入札執行機関から電話等によりその旨を連絡します。

9 契約の締結

・入札執行権者から落札決定の連絡を受けたら、工事執行機関に契約書等を提出します。

10 契約結果の公表

・契約締結後、1週間以内に契約結果（入札結果を含む。）をホームページ、県政情報センター（県庁西庁舎1階）等において公表します。

【ホームページについて】

I 入札情報に関すること

- 福島県庁 > 組織別 > 知事直轄 > 広報課 > 入札 > 入札情報

http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10317

II 入札制度に関すること

- 福島県庁 > 組織別 > 総務部 > 入札監理課 > 入札制度等改革

http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10679

Ⅱ 条件付一般競争入札の手続き

1 入札参加資格要件について

(1) 一般的要件

条件付一般競争入札に参加するための必要な資格要件は、以下のとおりです。

ア 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。

なお、発注種別と主たる建設業許可業種を併記します。

(例) 発注種別／建設業許可・・・一般土木／土木工事業

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

(2) 格付要件

品質確保等の観点から、建設業者の経営規模、施工能力等に応じた発注を行うことを目的に格付要件を付します。

なお、格付要件は発注金額に応じて、参加可能な格付等級（A～D）を指定することになります

18発注業種における格付及び入札参加可能範囲については、【別紙1-1】（17頁）のとおりです。

(例) 発注種別—一般土木、設計金額—2千万円の場合 A、B又はCランク

(3) 地域要件

地域要件とは、工事を発注する際に入札参加者の所在地（本店又は支店・営業所）により地域を限定する要件です。

※ 支店・営業所とは

県内に本店を有する入札参加者（県内業者）の支店・営業所であつて、「福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿」に記載された委任先をいいます。

よつて、県外に本店を有する業者（県外業者）の支店・営業所は含まれません。

なお、県内建設業者の育成の観点も踏まえ、県内業者の技術力等で施工可能なものについては、県内業者で対応することを原則とすることから、県内における地域要件を基本とします。ただし、県内で入札参加可能業者がおおむね50者程度確保できない場合には、県外業者を含め全国一円とするため、地域要件は付しません。

地域要件	対象地域
管内	建設事務所管内とする。
隣接3管内	工事箇所の管内を中心に隣接する3管内とする。(下表参照)
県内	県内一円とする。
全国	全国一円とする。(地域要件を付さない。)

〔隣接3管内〕【別紙1-2】(18頁)

発注管内	隣接3管内		
県北建設事務所	県中(郡山、三春)	喜多方	相双
県中建設事務所	—	—	—
郡山(※1)	県北	会津若松	喜多方
三春(※2)	県北	相双	いわき
須賀川・石川(※3)	県南	南会津	いわき
県南建設事務所	県中(須賀川・石川)	南会津	いわき
会津若松建設事務所	県中(郡山)	喜多方	南会津
喜多方建設事務所	県北	県中(郡山)	会津若松
南会津建設事務所	県中(須賀川・石川)	県南	会津若松
相双建設事務所	県北	県中(三春)	いわき
いわき建設事務所	県中(三春、須賀川・石川)	県南	相双

※1：郡山市内

※2：田村市及び田村郡内

※3：須賀川市、岩瀬郡及び石川郡内

(4) その他の要件

特殊又は難易度の高い工事や大規模工事などについては、以下の要件を付す場合があります。

ア 企業の同種・類似工事の実績要件

イ 企業の同規模工事の実績要件 (※1)

ウ 配置予定技術者の同種・類似工事の実績要件 (※2)

これらの実績とは、過去15年以内に元請(特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に限ります。)として受注した実績をいいます。なお、受注実績は公共工事(※3)に限ります。(発注種別が「建築工事」、「電気設備工事」又は「暖冷房衛生設備工事」等の建築工事に関連する工事では、公共工事に限りません。)

なお、資格確認に当たっては、コリンズの写しや契約書等で実績を証明する書類を

提出していただきます。

(例) 発注種別一建築、工種等一耐震改修工事の場合
企業の同種類工事の実績要件を付します。

※1 同規模工事について

・同規模工事とは、原則として予定価格の5割以上の工事金額の工事規模をいいます。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、出資比率に相当する額をいいます。

・トンネルや橋梁の同一構造物を随意契約などにより、複数回に渡って受注した場合は1件と見なします

※2 配置予定技術者について

・工事を受注する際には、配置予定技術者が工事現場に専任で配置されなければなりません。

※3 公共工事について

・公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいいます。

(5) 入札等参加資格要件設定基準

ア 入札参加資格者数について

入札参加資格者数は、競争性に十分配慮し、おおむね50者程度を確保することを原則とします。事業者数の多い一般土木工事、建築工事にあっては、一定金額未達の工事については地域性に配慮し、30者程度が確保される地域要件としています。

イ 入札参加可能範囲について

格付による入札参加可能範囲については、原則として、参加可能な上限金額により設定していますが、一般土木工事における最下位の入札参加範囲（1千万円未満）の工事については、最上位ランク（Aランク）を除くBランク以下の事業者で競争性（30者程度）が確保されていることから、Aランクの参加を制限しています。

ただし、特殊又は難易度の高い工事のため同種・類似工事の経験等の要件を付すことで30者程度が確保されない場合には、Aランクを含めた格付要件とすることがあります。また、災害復旧工事や特殊な工事で相手方が限定されるなど随意契約による場合も選定対象となります。

ウ 共同企業体による入札参加について

(ア) 原則として単独の事業者（経常建設共同企業体を含む。）を対象とします。

(イ) 特定建設工事共同企業体の取扱いは次のとおりとします。

a 特定建設工事共同企業体を入札参加対象とする場合は、福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱によるものとします。

- b 特定建設工事共同企業体の構成員として入札に参加するときは、単独又は他の特定建設工事共同企業体の構成員として当該入札に参加できません。
- c 特定建設工事共同企業体の入札参加を認める対象範囲は、次のとおりです。
この場合の入札は、特定建設工事共同企業体による入札参加のほか単体企業による入札参加も認める混合入札を行います。

一般土木・建築工事	・・・・	5億円以上
その他の工事	・・・・・・	3億円以上

エ 地域要件について

地域要件は、入札参加者の本店又は支店・営業所がその地域内にあることが要件となります。

地域要件は、【別紙1-1】(17頁)の地域要件を基本としますが、企業の同種・類似工事の実績要件等を付すことで入札参加可能業者が50者程度確保されない場合は、50者程度確保できる地域要件とします。(管内→隣接3管内→県内→全国)

2 入札の公告について

(1) 公告の方法

公告の方法は、公告文【別紙2】(20頁)をホームページに掲載する方法と、公告文を綴った簿冊を閲覧に供する方法です。

福島県ホームページ入札情報－工事・工事関連業務委託－◆入札公告等

http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10317

なお、農林水産部及び土木部の工事は、以下の機関が行います。

地 域	入札執行機関
本庁及び県北	出納局 入札用度課
県中	県中地方振興局 出納室
県南	県南地方振興局 出納室
会津若松及び喜多方	会津若松地方振興局 出納室
南会津	南会津地方振興局 出納室
相双	相双地方振興局 出納室
いわき	いわき地方振興局 出納室

閲覧に供する場所は、県庁舎の場合には県政情報センター、県の事務所が合同庁舎内にある場合には県政情報コーナーに、それ以外は県の各事務所になります。

(2) 公告期間の設定

公告期間は、公告した日から起算して郵便局差出期限の日まで17日以上(予定価格が5千万円未満の場合は12日以上、休日を含める。)で設定します。ただし、年末・年始、5月の連休、お盆などの期間と重なる場合には、その期間を加算します。

また、特定建設工事共同企業体も含めた混合入札を行う場合や標準型の総合評価方

式を行う場合などは、共同企業体結成準備期間、技術提案書作成準備期間などを考慮し適宜、期間を加算します。

(3) 設計図書の閲覧

設計図書は、公告で示した閲覧場所において閲覧に供します。

閲覧の期間は、公告した日から入札書等の郵便局差出期限の日までとします。

設計図書の閲覧を円滑に行うため設計図書の副本を適宜用意しますので、設計図書の貸し出しを希望する場合には、事前に貸し出しの申込みをしてください。

電子閲覧の場合は、入札監理課ホームページ「電子閲覧のページ」をご覧ください。

3 入札公告等の確認について

設計図書等に関して質問があるときは、質問書を入札公告に示す質問受付場所に提出してください。回答書はホームページに掲載します。個別に回答書を送付することはありませんので注意してください。

当該質問書と回答書は、設計図書の閲覧場所でも閲覧に供します。

(1) 質問書の受付期間

質問書の受付期間は、公告した日から起算して5日間（休日を除く。）です。

なお、公告期間が17日未満の場合は4日間（休日を除く。）となります。

(2) 各種様式の備え付け

入札書などの様式は、入札監理課ホームページからダウンロードして下さい。

http://www.wcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14556

インターネットを利用していない方は、最寄りの県の発注機関（建設事務所、農林事務所など）の窓口にて備え付けていますので、適宜コピーのうえ使用して下さい。

(3) 電話による問い合わせ

提出書類の記載方法など、入札手続等に関しては、電話による問い合わせ（設計積算に関するものは除きます。）も受け付けますが、その内容が他の入札参加希望者にも伝える必要があると判断した場合には、ホームページに掲載して他の入札参加希望者にも周知します。

(4) 回答書の確認

設計図書の質問に対する回答の有無については、ホームページに掲載していますので、必ずその内容を確認してください。

注）設計積算に係わる回答など、重要な内容が含まれている場合がありますので、必ず回答書の内容を確認してから入札書を郵送してください。

4 郵便入札について

(1) 入札の方法

ア 郵送の方法

入札書等は、次のいずれかの方法により、公告で示したあて先に郵送して下さい。

- | |
|--------------------|
| (ア) 一般書留 + 配達日指定郵便 |
| (イ) 簡易書留 + 配達日指定郵便 |

注) 一般書留、簡易書留以外の郵便や配達日指定のない郵便は、「無効」となりますので、ご注意ください。

イ 封書の方法

(ア) 封筒は中封筒、外封筒の2重封筒とします。

(イ) 「入札書」「入札金額に応じた入札金額の見積内訳書」を同じ中封筒に入れ封をし、中封筒の表面に会社名、工事名、工事番号、工事箇所、開札日を記入します。

(ウ) 外封筒には、(イ)で作成した中封筒を入れ、外封筒の表面に会社名、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者名及び担当者連絡先(電話番号・FAX番号)、入札書等在中の旨を記載します。

注) 上記イ(イ)、(ウ)については、誤記載や記入漏れを減らすため、できるだけ公告文に示す貼り付け用紙を使用してください。

(2) 入札書等の提出期日

配達日指定郵便は、差出日の翌々日から起算して10日以内で指定することができます。

配達日指定郵便の差出期限日を公告に示しますので、その差出期限日までに公告における提出期日を配達指定日として郵便局の窓口に差し出して下さい。

なお、内国郵便約款上、郵便局差出期限日と実際に郵便局に差し出すことが可能な日が異なる場合があるため、事前に県が指定した配達日指定期日に配達を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認してください。

(3) 入札保証金について

入札保証金の納付は、免除します。

ただし、落札者決定の通知を受けた後に、契約しない場合には見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する額を納めなければなりません。

(4) 入札の撤回・辞退について

一度、配達された入札書の金額の変更、辞退等は認められません。

(5) 応札者がいない場合の取扱い

応札者がいないときには、設計内容、地域要件、発注時期等の見直し等を行い、改めて入札するなど個別案件ごとに対応します。

○ 電子入札については、入札監理課ホームページ「電子入札のページ」をご覧ください。

5 開札（公開）について

- (1) 立会人の選定（ただし、持参入札による場合を除く。）
県職員の中から、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせた上で、入札を執行します。なお、開札は公開としますので、入札参加者が立ち会うことも可能です。
- (2) 入札書の審査
ア 開札後、直ちに入札書を入札金額順に並べます。
イ 同じ金額で入札をした者が複数いるときは、くじを行い、立会人が確認します。
（くじの手順については、【別紙7】（42頁）参照）
ウ 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上のうち最低価格の入札書を提出した者から上位2者が決定できるまで、入札書及び中封筒の記載事項を確認します。
- (3) 落札候補者の決定
ア 失格（最低制限価格未満の入札等）又は無効（記名押印のない入札等）の入札を行った者があったときは、これらの入札者名と当該理由を開札会場で読み上げます。
イ 落札候補者となる最低価格の入札から2番目の金額までの入札をした者の名前と入札金額を読み上げます。
ウ 落札候補者を決定したときは、落札を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から、入札参加資格があることを確認できるまで順に確認を行い、後日落札者を決定する旨を宣言します。

6 落札候補者への連絡について

落札候補者が開札に立ち会っていないときは、その者に対し、速やかに電話、FAX、電子メール等により、落札候補者となった旨及びその順位を連絡します。
なお、第2順位の落札候補者への連絡は行いません。

7 入札参加資格確認書類の提出について

- (1) 入札参加資格の確認に必要な書類を提出する必要があるときは、第1順位の落札候補者に対して、「条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書」に必要な書類を添付して（以下、「入札参加資格確認書類」といいます。）提出するよう連絡します。
この連絡は、電話、FAX、電子メール等により行います。
- (2) 入札参加資格確認書類は、指定された日までに提出しなければなりません。この期間内に入札参加資格確認書類が提出されなかったときは、その入札者の入札は無効と

なります。入札参加資格の確認に必要な指示を受けたときに、これに従わなかったときも同様です。

- (3) 第1順位の落札候補者が入札参加資格のない者であったときは、直ちに第2順位の落札候補者に対して入札参加資格確認書類を提出するよう連絡します。以下、入札参加資格のある者が確認できるまで繰り返します。なお、第2順位の落札候補者も入札参加資格がなかったときは、次順位の入札をした者を新たに落札候補者とし、その旨を連絡します。

8 入札参加資格の確認について

(1) 確認の方法

第1順位の落札候補者から順に、入札参加資格の確認ができるまで、順次入札参加資格の確認を行います。

(2) 確認の期間

入札参加資格の確認は、おおむね5日程度で行います。

(3) 見積内訳書の確認

入札参加資格の確認を行う落札候補者については、併せて見積内訳書の確認を行います。なお、入札金額が1千万円以下の場合は千円以上の誤計算、入札金額が1千万円を超える場合は、入札金額の1万分の1（0.01%）以上の誤計算は「無効」となりますので、十分検算してから提出してください。

- (4) 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとして取り扱います。

(5) 経営事項審査の有効期限の確認

経営事項審査の有効期限が確認できない場合には、総合評定値通知書（旧「経営事項審査結果通知」）を提出していただきます。

したがって、資格要件が格付要件と地域要件のみの場合にあつて、経営事項審査の有効期限の確認ができたときには、その他の入札参加資格確認書類の提出は求めません。

9 落札者決定の通知について

(1) 落札者への通知

落札者を決定をしたときは、速やかに電話、FAX、電子メール等により、落札者となった旨を連絡し、併せて契約書の作成に必要な書類の提出等の連絡をします。

(2) 落札者以外の方への通知

落札者以外の者への通知は、契約結果の公表をもって通知に代えることとします。
(入札結果の公表は、「Ⅲ入札情報の公開(14頁)」を参照)

10 資格要件不適合の通知(理由)について

入札参加資格がないことを確認した者があったときは、速やかに「条件付一般競争入札参加資格不適合通知書」により理由を記載して通知します。

11 理由の説明請求について

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた落札候補者は、その通知に不服があるときは、その理由について「条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書」により書面で説明を求めることができます。
- (2) (1)の理由の説明の請求を受けたときは、その落札候補者に対し、書面で回答します。なお、請求を受けた場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。
- (3) (1)の理由の説明の請求があった場合において、その落札候補者に入札参加資格があると思われる、まだ他の落札候補者を落札者と決定し通知していないときは、次順位の落札候補者の入札参加資格の確認の手続を停止し、改めて入札参加資格の確認を行います。その結果、入札参加資格があると確認したときは、速やかに条件付一般競争入札参加資格不適合通知書を取り消す旨及び落札者とする旨の通知をします。

12 再苦情について

- (1) 11の理由の説明請求に対し、入札参加資格がない理由を回答した場合において、落札候補者が回答に不服があるときは、その落札候補者は、再苦情の申立てをすることができます。
- (2) 再苦情の申立ては、回答を受けた日の翌日から起算して3日以内に、再苦情申立書(再苦情処理要領様式)により行います。
- (3) 申立人の資格要件の欠如、申立期間の徒過など客観的かつ明白に再苦情の申立ての適格を欠くときは、再苦情申立書を受け付けた日から7日以内にその申立てを却下することができます。この却下の通知は、書面で行います。なお、再苦情の申立てがあった場合であっても、原則として入札事務手続は続行します。
- (4) 入札制度等監視委員会は、再苦情の申立ての審議を終えたときは、意見書を作成してその結果を知事に報告します。

- (5) (4)の報告は、知事が諮問した日から起算して50日以内に行うことになってい
ます。また、発注者から再苦情の申立てをした落札候補者に通知します。
- (6) 再苦情の申立てを認める報告があった場合でも、既に他の落札候補者を落札者とし
て決定し通知しているときは、その通知は取り消しません（契約締結済みのときは、
契約は解除しません。）。

13 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事につ
いての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に
実地調査を行う場合があります。

その調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事
実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直
接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行います。

なお、指導に対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成
績の減点などの措置を行う場合があります。

Ⅲ 入札情報の公開

1 発注見通しの公表について

(1) 公表の対象となる工事

その年度に発注することが見込まれる工事のうち、予定価格が250万円以下の工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で秘密にする必要がある工事を除くすべての工事が対象となります。

(2) 公表の時期

ア 年間の発注見通しを、毎年度4月中に公表します。

イ 7月、10月及び1月に発注見通しを見直し、それぞれの月の15日（15日が休日の場合はその前日）に公表します。

ウ 工事が集中する時期は、おおむね1ヶ月に1度見直すこととしています。

エ 補正予算により発注見通しに変更が生じた場合は、補正予算成立後速やかに公表します。

オ 上記ア～エのほか、必要があるときは、随時発注見通しを見直し、公表します。

(3) 公表の内容

ア 工事の名称、路線・河川名、場所、期間、種別及び概要

イ 入札及び契約の方法

ウ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

エ 概算金額

(4) 公表の方法

ア 各発注機関に設置する閲覧所における閲覧

イ 県政情報センター（県庁西庁舎1階）における閲覧（警察本部を除く。）

ウ 県政情報コーナー（各合同庁舎）における閲覧（警察本部を除く県北管内以外の公所のみ）

エ 県のホームページへの掲載

(5) 公表の期間

その年度の3月31日まで公表します。

(6) その他

ア 公表する内容は、公表する時点の予定であり、公表後に変更又は追加される場合もあります。

イ 公表する工事は、各発注者がその時点で入札執行又は契約できると判断するものに限りです。

ウ 公表した個別工事の内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

2 入札・契約結果の公表について

(1) 公表の対象

競争入札又は随意契約により発注する工事のうち、予定価格が250万円以下の工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で秘密にする必要がある工事を除くすべての工事が対象となります。

(2) 公表の時期

- ア 議会の議決が必要な契約（予定価格が5億円以上の契約）以外の契約については、契約締結後1週間以内に公表します。
- イ 議会の議決が必要な契約（予定価格が5億円以上の契約）については、まず仮契約締結後1週間以内に仮契約の内容を公表し、本契約締結後1週間以内に確定したものを公表します。
- ウ 指名競争入札については、工事の名称、場所、工事種別及び入札予定年月日を指名通知後速やかに公表し、契約結果についてはア及びイと同様に公表します。

(3) 公表する書類

- ア 入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書
- イ 一般競争入札参加資格確認結果書（一般競争入札の場合のみ）
- ウ 条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表
- エ 入札公告
- オ 公共工事等契約結果情報（ホームページに掲載する場合のみ）
- カ 総合評価方式評価結果（様式第2号）（総合評価方式の場合のみ）
- キ 総合評価方式入札結果（様式第4号）（ // ）

※ ただし、総合評価方式における技術提案書は提案者の知的財産に関わるものであるため公表できません。

(4) 公表の方法

- ア 各発注機関に設置する閲覧所における閲覧
- イ 県政情報センター（県庁西庁舎1階）における閲覧（警察本部を除く。）
- ウ 県政情報コーナー（各合同庁舎）における閲覧（警察本部を除く県北管内以外の公所のみ）
- エ 県のホームページへの掲載

(5) 公表の期間

契約を締結した日の属する年度の翌年度末まで公表します。

○ 入札情報の公表（◆発注見直し・入札結果）は、下記を参照してください

http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=10317

Ⅳ 談合情報の取扱い

1 談合情報の報告について

談合情報が寄せられた場合は、談合情報が寄せられた工事に関して、同一路河川、同種工事など過去3年分の工事の入札結果に規則性があるかどうかといった視点から分析します。

2 開札について

談合情報がない場合であっても、開札の結果、入札金額に法則性がある、確率的に不自然である、談合が想像される場合等も談合情報があったものとして取り扱い、過去の入札の分析を行います。

3 見積内訳書の確認について

談合情報があった場合や談合情報がない場合でも入札金額が不自然である場合等は、すべての入札者の見積内訳書の確認を行います。

4 入札制度等監視委員会の事情聴取について

入札制度等監視委員会が必要があると判断した場合には、関係者等に対する事情聴取を入札制度等監視委員会が県と合同で行います。

入札制度等監視委員会では、事情聴取の結果等により談合情報等の審議を行います。

5 県の対応について

県は入札制度等監視委員会の審議結果を受けて、落札者決定、入札無効等の最終的な対応を決定します。入札執行後の談合情報も同様の手続を行います。

○ 入札参加可能範囲

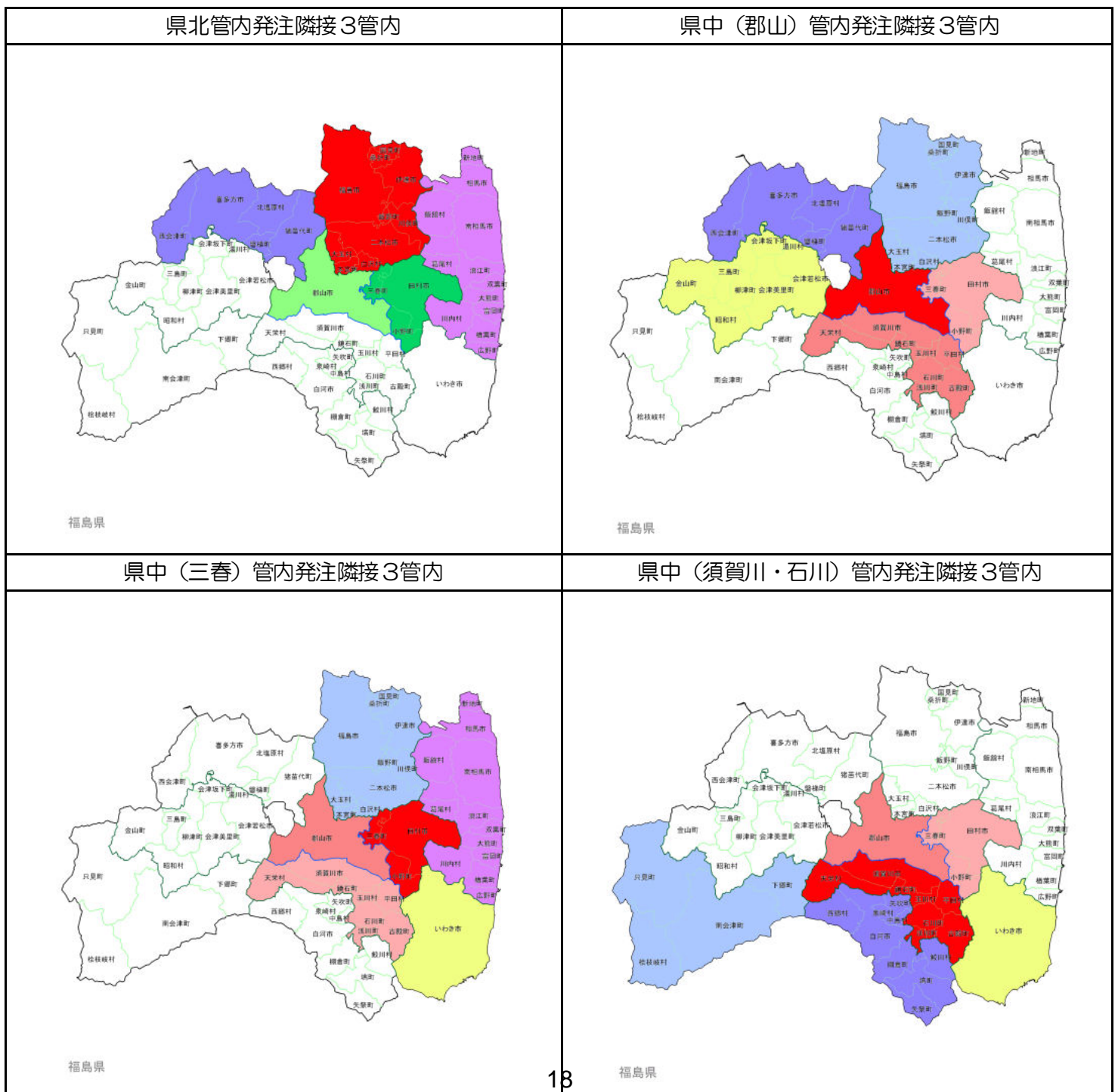
【別紙1-1】

発注種別	ランク	設計金額						
		500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上
一般土木	A	※1	管内	管内	管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	B	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
	C	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
	D	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
舗装	A	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	B	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	C	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
建築	A	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	B	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	C	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	D	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
電気設備・ 暖冷房衛生設備	A	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	B	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	C	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
鋼橋上部・PC橋上部・ しゅんせつ・清掃施設	A	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	B	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	C	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
塗装・法面処理	A	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
	B	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
	C	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
上下水道	A	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	B	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	C	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	D	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
消雪・さく井	A	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	B	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	C	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
機械設備・通信設備	A	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
	B	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
	C	管内	管内	管内	管内	管内	管内	管内
造園	A	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	B	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
	C	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	隣接3管内	管内
グラウト	A	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	B	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国
	C	全国	全国	全国	全国	全国	全国	全国

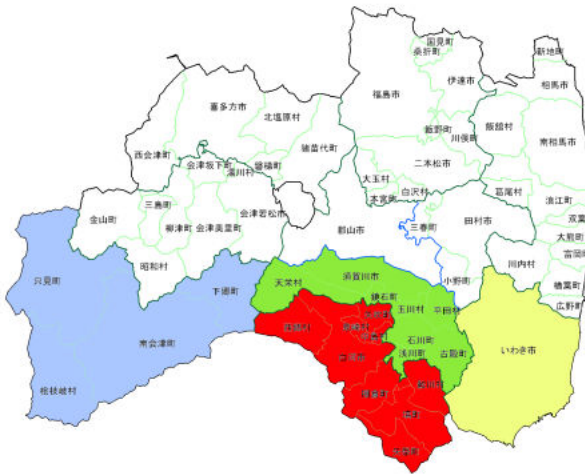
※1 応急工事以外の災害復旧工事で入札参加可能範囲以内の業者だけでは対応できない場合や特殊又は難易度の高い工事のため同種・類似工事の経験等の要件を付すことで
30者程度が確保されない場合には、参加可能となりません。
(応急工事の場合や特殊な工事で相手方が限定される場合などの随意契約による場合を含みます。)

※2 地域要件の説明
(管内)・・・建設事務所管内 (隣接3管内)・・・工事箇所の管内を中心に隣接する3管内 (管内)・・・県内一円 (全国)・・・全国一円 (地域要件を付さない)

発注管内	隣接3管内		
県北	県中（郡山、三春）	喜多方	相双
県中（郡山）	県北	会津若松	喜多方
県中（三春）	県北	相双	いわき
県中（須賀川・石川）	県南	南会津	いわき
県南	県中（須賀川・石川）	南会津	いわき
会津若松	県中（郡山）	喜多方	南会津
喜多方	県北	県中（郡山）	会津若松
南会津	県中（須賀川・石川）	県南	会津若松
相双	県北	県中（三春）	いわき
いわき	県中（三春、須賀川・石川）	県南	相双

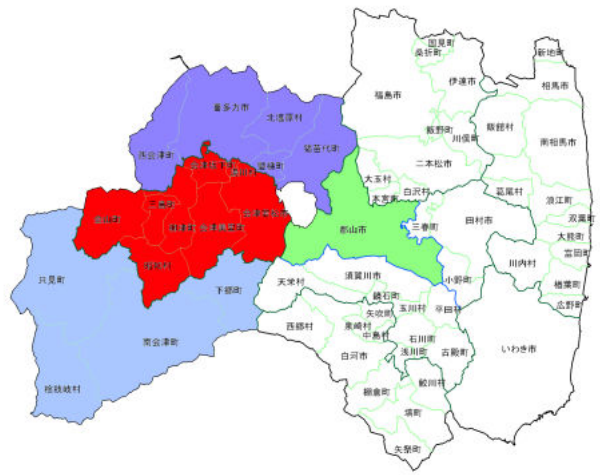


県南管内発注隣接3管内



福島県

会津若松管内発注隣接3管内



福島県

喜多方管内発注隣接3管内



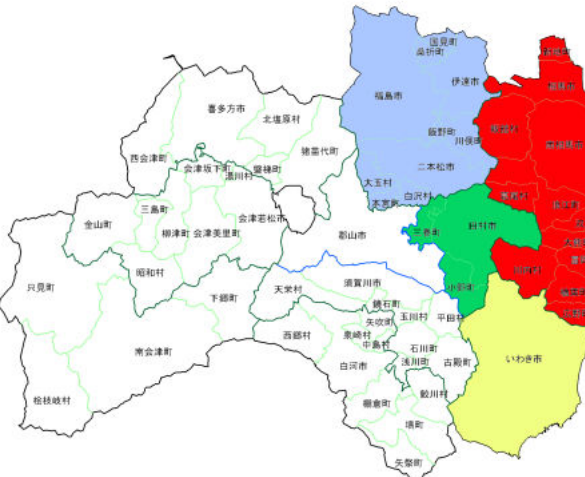
福島県

南会津管内発注隣接3管内



福島県

相双管内発注隣接3管内



福島県

いわき管内発注隣接3管内



福島県

あくまでも入札公告（例）のため、実際の公告で内容をよく確認してください。

入札公告（例）

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県〇〇地方振興局長 〇〇〇〇

1 入札に付する事項

工事番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
工事名	〇〇工事	
工事場所	〇〇郡〇〇町〇〇地内（県道〇〇線）	
工事概要	〇〇工 L=〇〇m、W=〇〇m	
完成期限	〇〇年〇〇月〇〇日限り（又は工期〇〇〇日間）	
予定価格	***円 （消費税及び地方消費税相当額を含む。）	左の欄に金額の表示がない場合は、予定価格は契約締結後に公表する。
最低制限価格	該当なし	・該当する場合は、施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
総合評価方式	特別簡易型	・該当する場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・該当する場合は、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。
施工体制事前提出方式	該当なし	・該当する場合は、福島県施工体制事前提出方式の適用工事である。 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当	・該当する場合は、電子入札対象工事である。 ・電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要である。 ・電子入札システム（アドレス） http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=26730
電子閲覧	該当	・該当する場合は、電子閲覧対象工事である。 ・電子閲覧システム（アドレス） http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21708
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	・該当する場合は、この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等	該当	・該当する場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
近接調整	該当なし	・該当する場合は、この工事は他の工事の近接工事であり、当該工事の施工者が落札した場合は、請負契約締結後において間接工事費等の調整をする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	一般土木工事	・福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した
格付等級	B、C又はD	発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されている者であること。
許可業種	土木工事業	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けている者であること。
地域要件 管内		<ul style="list-style-type: none"> ・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内とは、〇〇建設事務所管内、〇〇建設事務所管内（〇〇〇市内、〇〇郡内又は〇〇郡内に限る。）、〇〇建設事務所管内又は〇〇建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内とは、〇〇建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて福島県平成23・24年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験 過去〇〇年以内 〇〇工		<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、代表構成員に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。なお、ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合の配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績 過去〇〇年以内 〇〇工		<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績がある者であること。
企業の工事規模実績 過去〇〇年以内 〇〇工		<ul style="list-style-type: none"> ・元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
JR近接工事 該当なし		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できる者であること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	【電子閲覧対象工事の場合】 電子閲覧システム 【電子閲覧対象工事でない場合】 〇〇市〇〇町〇〇 福島県〇〇地方振興局出納室
設計図書等の質問	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇建設事務所総務部総務課 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電子メール 〇〇@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	福島県〇〇地方振興局出納室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。
入札参加受付 (電子入札の場合)	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	【電子入札対象工事の場合】 電子入札の利用時間は、午前9時から午後5時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)となります。 (※1) 電子入札対象工事の開札日当日に入札書等の提出を求める場合にあつては、時間帯を記載すること。(最低4時間確保すること。)
入札書等の提出	【電子入札対象工事の場合】 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) ~ 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) (※1) 午前〇〇時〇〇分~ 午後〇〇時〇〇分 【郵便入札の場合(電子入札対象工事でない場合)】 郵便局差出期限日 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 配達日指定期日 〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	【郵便入札の場合(電子入札対象工事でない場合)】 入札書のあて先は「福島県」と記載し、提出部数は1部とする。 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇 福島県〇〇地方振興局出納室
開札	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇) 午後〇〇時〇〇分	開札は公開とする。 〇〇市〇〇町〇〇 福島県〇〇合同庁舎 〇〇会議室
落札者の決定 予定日	〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)	

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県〇〇地方振興局出納室

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ファクシミリ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇@pref.fukushima.lg.jp

(参 考) 提出する書類一覧表 (郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

提出書類	郵便入札の場合		電子入札対象工事の場合	
	外封筒	中封筒	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	○		○ ^{(注1)(注2)}	
入札書		○		システムに <input type="checkbox"/>
見積内訳書		○		○ ^(注2)
見積内訳総括表 (低入札価格調査事務処理要領様式第6号)		○		○ ^(注2)
工事費内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号) 及び同様式を記録したフロッピーディスク又はCD-R (追記型コンパクトディスク)		—		
下請工種内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号)		—		

※ 封筒の外または中に入れる書類を間違えると無効になります。

※ 電子入札における留意点

(注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合 (技術提案書の提出がない場合) は任意のファイル (内容は問いません。) を資料として添付してください。

(注2) システムの仕様上、添付できるファイルは1つであるため、複数のファイルがある場合には、圧縮ファイル等により一つのファイルにまとめて添付してください。

(注3) 添付するファイル (任意のファイルを添付する場合を除く。) を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

〈参考〉 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙（判り線にそって切り取り、外封筒と中封筒の表面に貼り付けてください）

※ **有資格者コード**は、福島県のホームページの平成23・24年度名簿のページ（[福島県ホームページ_組織別_平成23・24年度名簿](#)で検索）に掲載している工事等請負有資格業者名簿で確認し、記載してください。

判り線

〒〇〇〇-〇〇〇〇

福島県〇〇市〇〇町〇〇

福島県〇〇地方振興局出納室 行き

入札書等在中

開札日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事名	〇〇〇〇工事
工事番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
工事箇所	〇〇郡〇〇町〇〇地内（県道〇〇線）
商号又は名称	
有資格者コード※	
担当者名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

配達指定期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

判り線

判り線

〒〇〇〇-〇〇〇〇

福島県〇〇市〇〇町〇〇

福島県〇〇地方振興局出納室 行き

入札書等在中

開札日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
工事名	〇〇〇〇工事
工事番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
工事箇所	〇〇郡〇〇町〇〇地内（県道〇〇線）
商号又は名称	
有資格者コード※	
担当者名	
連絡先（電話番号）	
連絡先（FAX番号）	

郵便局窓口差出期限日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

配達指定期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

判り線

留意事項

これまでの条件付一般競争入札において、郵送方法の誤りにより無効となった事例が多発しております。

郵送の際は、**一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便**で行ってください。

あくまでも入札説明書（例）のため、実際の公告で内容をよく確認してください。

工事 条件付一般競争入札

入札説明書（例）

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加手続等

(1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

(2) 現場説明会は行わない。

(3) 入札参加申請（電子入札対象工事の場合）

電子入札対象工事の場合、入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加受付期限日までに電子入札システムより入札参加申請を行うとともに、総合評価方式適用工事の場合は下記（4）の総合評価方式に関する技術資料を3（1）イ（ア）に定めるところにより提出すること。

(4) 技術提案の提出（総合評価方式適用工事の場合）

総合評価方式適用工事の場合、入札に参加を希望する者は、次の総合評価方式に関する技術資料（以下「技術提案書」という。）を提出すること。

ア 技術提案書（様式第1号）・・・特別簡易型、簡易型、標準型

イ 企業の技術力（実績・経験等）（様式第6号）・・・簡易型、標準型

- ウ 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）（様式第7号）・・・簡易型、標準型
- エ 企業の地域社会に対する貢献度（様式第8号）・・・簡易型、標準型
- オ 技術審査書（様式第9号その1～その2）・・・簡易型
- カ 技術審査書（様式第9号その1～その4）・・・標準型
- キ ○○に関する技術提案（様式第10号）・・・標準型
- ク 企業及び配置予定技術者の技術力、企業の貢献度（実績・経験等）（様式第11号）・・・特別簡易型
- ケ 東日本大震災等への対応の出動実績（様式第15号）・・・特別簡易型、簡易型、標準型

なお、技術資料の作成に当たっては、総合評価方式様式関係記載留意事項を熟読すること。

(5) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

3 入札等

(1) 入札書等の提出について

入札に参加する者は、入札書、見積内訳書及び総合評価方式適用工事の場合は技術提案書等（以下「入札書等」という。）を以下の方法により提出しなければならない。

ア 郵便入札の場合（電子入札対象工事でない場合）

- (ア) 入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (イ) 入札書等の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (ウ) 中封筒には、入札書のほか下表に示す書類を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、工事名、工事番号、工事箇所名及び開札日を記載すること。

	価格競争の場合（総合評価方式適用工事でない場合）	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度適用工事の場合	施工体制事前提出方式適用工事の場合
中封筒に入れる書類	入札書	入札書	入札書
	見積内訳書	見積内訳書	見積内訳書
		見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）	工事費内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号）
			下請工種内訳書（福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号）
			工事費内訳書（様式

			1号)を記録したフロッピーディスク又はCD-R(追記型コンパクトディスク)
--	--	--	---------------------------------------

フロッピーディスク又はCD-R(追記型コンパクトディスク)には、工事番号及び会社名を記載するものとする。

- (エ) 外封筒には、入札書等(上記(ウ)に示す書類)を同封した中封筒と総合評価方式適用工事の場合は技術提案書(上記2(4)に示す書類)を入れ、外封筒の表に、会社名、工事名、工事番号、工事箇所名、開札日、担当者及び担当者連絡先(電話番号・ファクシミリの番号)、入札書等在中の旨を記載すること。
- (オ) 公告に示す郵便局差出期限日は、内国郵便約款上、実際に郵便局に差し出すことが可能な日と異なる場合があるため、事前に、県が指定した配達日指定期日に配達日を指定できるか、差出しをしようとする郵便局に必ず確認すること。

イ 電子入札対象工事の場合

(ア) 総合評価方式適用工事の場合、技術提案書(上記2(4)に示す書類)の提出は、入札参加申請時に福島県電子入札運用基準(工事等)(以下「運用基準」という。)第11の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す期日までに持参、郵便又は電子メールによる方法で提出するものとする。

また、一度提出された技術提案書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(イ) 入札書のほか下表に示す書類の提出は、入札書の提出時に運用基準第13の規定に基づき、電子入札システムにより行うこと。

ただし、紙による参加を承諾された者にあつては、公告に示す開札日時までに開札場所に持参する方法で提出するものとする。

また、一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。

	価格競争の場合(総合評価方式適用工事でない場合)	総合評価方式適用工事の場合	
		低入札価格調査制度適用工事の場合	施工体制事前提出方式適用工事の場合
入札書の提出時に提出する書類	入札書	入札書	※ 電子入札対象外。
	見積内訳書	見積内訳書	
		見積内訳総括表(低入札価格調査事務処理要領様式第6号)	

(ウ) 技術提案書又は入札書等の提出の確認について

技術提案書又は入札書等の提出は、それぞれの受付締切日時までに完了するよう余裕をもって行うとともに、正常に提出されたかどうかについて、技

術提案書にあつては「競争参加資格確認通知書」を、入札書等にあつては「入札書受付票」が送信されているか電子入札システムにより確認すること。

(エ) 電子入札システムにより技術提案書又は入札書等を提出することができない場合

紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者（運用基準第9の規定に該当する者に限る。）は、入札執行権者に紙入札方式参加承諾願（運用基準別記第1号様式）を公告に示す提出期日までに提出するものとする。

なお、技術提案書（入札参加申請における添付ファイル）の提出についても、上記と同様の手続きを行うこと。

また、手続きの詳細については、運用基準を確認すること。

※ 電子入札対象工事で総合評価方式適用工事の場合の具体的な運用については、別紙「電子入札システムによる総合評価方式の入札について（工事）」を熟読すること。

(2) 質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

4 総合評価に関する事項（総合評価方式適用工事の場合）

総合評価方式適用工事における総合評価の方法等については、以下のとおりとする。

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

（ウ）標準型の場合、技術提案が最低限の要求要件（発注提示案）をすべて満たしていること。

イ 上記において、評価値が同じ場合には、くじにより落札候補者の順位を決める。

(2) 総合評価の方法

技術提案の内容を、入札公告に併せて提示する総合評価点評価基準に記載した各評価項目について、当該評価基準に基づき評価の上、加点し、合計点を入札参加者の加算点とする。

入札価格及び技術提案に係る総合評価は、加算点と標準点（100点）の合計を当該入札参加者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

(3) 評価値算出価格

評価値算出価格の設定方法は、以下のとおりとする。

ア 予定価格算出の基礎となった積算をもとに評価基準価格を設定する。

イ 評価基準価格以上の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、入札価格とする。

ウ 評価基準価格を下回る価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、評価基準

価格とする。

(4) 技術提案について

技術提案の内容に基づく落札後の変更契約は行わないので、入札額の範囲内で実施可能な提案内容とすること。

(5) 技術資料に基づく施工

実際の施工に際しては、技術提案の内容に基づき、施工計画書を作成し、施工するものとする。

受注者の責めにより技術提案に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、入札参加資格制限、工事成績評点の減点などの措置を行う場合がある。

5 低入札価格調査制度に関する事項（低入札価格調査制度適用工事の場合）

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

(1) 失格基準について

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事については、ア～ウの失格基準を適用する。

ア 直接工事費に対する失格基準

- ・入札額（税込）が5千万円以下の場合

$$\text{直接工事費} < \text{設計額における直接工事費相当額} \times 0.95$$

（千円未満切り捨て）

- ・入札額（税込）が5千万円超の場合

$$\text{直接工事費} < \text{設計額における直接工事費相当額} \times 0.9$$

（千円未満切り捨て）

イ 共通仮設費に対する失格基準

$$\text{共通仮設費} < \text{設計額における共通仮設費相当額} \times 0.9$$

（千円未満切り捨て）

ウ 現場管理費に対する失格基準

$$\text{現場管理費} < \text{設計額における現場管理費相当額} \times 0.7$$

（千円未満切り捨て）

エ 一般管理費に対する失格基準

$$\text{一般管理費} < \text{設計額における一般管理費相当額} \times 0.45$$

（千円未満切り捨て）

(2) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）が失格基準に該当しない場合は、調査のための書類等の提出を求め、以下に示す内容により調

査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア その価格により入札した理由

イ 諸経費の詳細内訳（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）

ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況

エ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

カ 手持ち資材の状況

キ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

ク 手持ち機械・設備の状況

ケ 労務者の確保や配置の内容

コ 過去に施工した公共工事名

サ 公共工事の施工成績

シ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）

ス その他必要な事項

6 施工体制事前提出方式に関する事項（施工体制事前提出方式適用工事の場合）

施工体制事前提出方式における調査内容及び失格基準等については、以下のとおりとする。

なお、施工体制事前提出方式は、落札候補者決定時における施工体制等事前調査及び契約締結後における施工体制確認調査により行うものとし、詳細については、福島県ホームページの入札等制度改革のページを参照すること。

（入札等制度改革のページ：http://www.pref.fukushima.jp/nyusatsu_kaikaku/）

（1）施工体制等事前調査

ア 調査内容

施工体制等事前調査は、落札候補者から提出された工事費内訳書（様式1号）及び下請工種内訳書（様式2号）等により、入札価格が適正に見積もられているかどうかについて失格基準により判断する。

イ 失格基準について

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）以上であった場合、下記に示す失格基準①、②及び③のいずれかに該当する場合は失格とし、調査基準価格（非公表）を下回った場合、下記に示す失格基準①、②、④及び⑤のいずれかに該当する場合は失格とする。ただし、失格基準⑤に該当する場合は、下記ウの調査を行い、合理的な根拠があると認められた場合は失格としない。

なお、建築工事及び建築設備工事については、下記（ウ）失格基準③及び④を適用しない。

（ア）現場管理費に対する失格基準

失格基準①

落札候補者の現場管理費相当額 < 設計額における現場管理費相当額
× (0.55 + 下請純工事費 / 全純工事費 × 0.45)
(千円未満切り捨て)

（イ）一般管理費に対する失格基準

失格基準②

落札候補者の一般管理費相当額 < 設計額における一般管理費相当額 × 0.45
(千円未満切り捨て)

（ウ）元請下請適正化に関する基準

失格基準③

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 調査基準価格 / 予定価格

失格基準④

落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 応札率

なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上された下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合から、次式により算出するものとする。

直接工事費における想定下請応札率

= 下請金額の総額 / 想定下請設計額の総額

= 下請金額の総額 / Σ (各工種の下請金額 / 当該工種における工種別応札率)

下請金額の総額 : 直接工事費に計上された下請金額の総額

想定下請設計額 : 各工種の想定下請設計額の総額

各工種の下請金額 / 当該工種における工種別応札率で除した額

工種別応札率 : 直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当該工種毎の設計額に対応した応札額との割合

応札率 : 入札金額を予定価格で除した率

（エ）純工事費に対する失格基準

失格基準⑤

・落札候補者の各工種毎の直接工事費相当額 < 設計額における各工種毎における直接工事費相当額 × 0.85
(千円未満切り捨て)

ただし、工種毎の直接工事費相当額について、設計額において減額計上されるもの（有価物の売却金額等）については適用しない。

・落札候補者の共通仮設費相当額 < 設計額における共通仮設費相当額 × 0.85

(千円未満切り捨て)

ウ 失格基準⑤に該当した場合の調査について

失格基準⑤に該当する場合は、調査のための書類等の提出を求め、その金額の根拠等について聴き取り調査等を行う。

調査の対象となった落札候補者は、調査に協力しなければならない。

なお、当該落札候補者は、提出を求められた調査のための書類等を、指定された期日までに提出しなければならない。

調査の結果、合理的な根拠がない場合は、当該落札候補者を失格とする。

(2) 施工体制確認調査

ア 調査内容

施工体制確認調査は、契約締結後、入札時に提出された工事費内訳書(様式1号)及び下請工種内訳書(様式2号)等を基に、契約締結後に提出される下請通知書、下請契約書の写し及び下請負報告書等により、適切に下請契約がなされているかの確認を行う。

イ 確認調査基準

- (ア) 下請負人の確認
- (イ) 下請金額の確認
- (ウ) 下請工事内容の確認
- (エ) 下請金額総額の確認
- (オ) 下請負報告書等の確認

上記の(ア)～(オ)の確認調査基準については、福島県施工体制事前提出方式試行要領施工体制確認調査基準によるものとし、調査基準を満たさない場合には、入札参加制限又は工事成績表定点の減点の対象となる場合がある。

(3) 施工体制事前提出方式における様式等

施工体制事前提出方式関連様式等は以下のとおり。

名 称	掲載場所
工事費内訳書(様式1号)	公告のホームページと同じ
工事費内訳変更書(様式1-1号)	各発注機関のホームページ又は福島県ホームページの入札等制度改革のページ
下請工種内訳書(様式2号)	
下請工種内訳変更書(様式2-1号)	
下請負人・下請金額の変更に関する理由書(様式3号)	
直接工事費等低価格理由書(様式4号)	
福島県施工体制事前提出方式試行要領	福島県ホームページの入札等制度改革のページ
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制事前調査失格基準	
福島県施工体制事前提出方式試行要領 施工体制確認調査基準	
施工体制事前提出方式事務フロー	
施工体制事前提出方式失格基準概要図	

7 調査基準価格を下回り落札者となった場合の契約の条件（総合評価方式適用工事（低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式を適用する工事）の場合）

落札候補者の入札金額が調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、別に定める「契約の方法及び入札の条件」にかかわらず、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では施工できないと判断する場合には、落札者決定前に辞退することができる。

- (1) 当該工事における契約保証金は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 当該工事における前払金については、約款第34条第1項の規定にかかわらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。
- (3) 当該工事における監理技術者又は主任技術者については、同等の資格以上を有する2名を配置するものとし、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要する。
- (4) 落札者が共同企業体（経常又は特定）の場合、上記（3）の規定は代表構成員にのみ適用する。

8 開札等に関する事項

(1) 落札候補者の公表について

価格競争の場合（総合評価方式適用工事でない場合）、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者（最低制限価格を下回る入札をした者を除く。）から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

総合評価方式適用工事の場合、予定価格の制限の範囲内で評価値の高い者から2番目までの者を落札候補者とし、公表する。

ただし、開札時に落札候補者となった者がすべて入札参加資格を有しなかったときは、順次、次の順位の者が落札候補者となる。

(2) 入札金額が調査基準価格（非公表）を下回った入札者（以下「低価格入札者」という。）の公表について

総合評価方式適用工事（低入札価格調査制度又は施工体制事前提出方式を適用する工事）の場合、すべての低価格入札者名を公表する。

(3) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、県政情報センター、地方振興局内県政情報コーナー及び福島県ホームページにおいて行う。

9 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 落札候補者に対する通知

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに第1順位の落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

(2) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者は、入札参加資格確認に必要な書類の提出を求められた場合は、通知

のあった日から起算して3日以内に条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（様式第5号）に当該書類を添えて提出しなければならない。

また、総合評価方式適用工事の場合は、上記に加え、落札候補者は、通知のあった日から起算して3日以内に、技術提案書の内容の確認に必要な書類（総合評価方式様式関係記載留意事項に記載された書類等）を提出しなければならない。

(3) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第6号）により通知する。

(4) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

(5) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。なお、電子入札対象工事の場合は、落札者が紙による参加を承諾された者である場合を除き、電子入札システムを使用し通知する。

ただし、総合評価方式適用工事の場合、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、総合評価方式適用工事の場合、落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合には、7（1）に定めるところによる。

なお、契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

また、請負代金額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が50万円以上となるときは、この限りではなく、総合評価方式適用工事の場合で落札金額が調査基準価格（非公表）を下回った場合には、請負代金額が500万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。

1.1 入札の無効

1の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得（以下「入札心得」という。）において示す入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

1.2 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、約款によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、入札心得、総合評価方式適用工事においては総合評価方式様式関係記載留意事項、及び電子入札対象工事においては運用基準を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限を行うことがある。

(5) 経営事項審査について

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則（昭和31年建設省令第14号）第18条の2の規定により、契約に当たっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、入札後、契約前に発注者に提出を求められた場合には、経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。（契約金額が500万円（建築工事にあつては1,500万円）以上のものに限る。）

(6) 配置予定の技術者について

ア 総合評価方式適用工事の場合、配置予定技術者の変更は原則として認めない。

配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする技術者が、技術提案書に記載した技術者以上の総合評価加算点を獲得できる技術者の場合には、変更を認める。

イ 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として応札する場合

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とし応札する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書が無効とする申出書等を提出しなければならない。

ウ 他の建設工事の配置技術者を当該工事の配置技術者として応札する場合

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である

場合、開札時点において、他の建設工事の配置技術者となっている場合でも、その工事の工期が当該工事の工期と重複していなければ配置予定技術者としてすることができる。ただし、工期延長等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書等を提出しなければならない。

エ 配置技術者の専任期間

建設業法第26条第3項の規定に基づき、配置技術者の専任を要する工事である場合、配置技術者を専任で配置すべき期間は契約工期が基本になるが、次の期間については工事現場（工場製作は除く。）への専任は要さない。

- ・ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ・ 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（ただし、工場には専任で配置すること。）
- ・ 現場施工が終了し、完成届を提出した後の期間

オ 配置予定技術者に関する入札の条件に違反した場合

他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず落札した場合には、契約を締結しないことや、契約の解除及び要綱に基づく入札参加資格制限を行うことがある。

カ 直接かつ恒常的な雇用関係

配置予定技術者は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、当該技術者が専任である必要がある場合（請負金額が建築工事にあつては5千万円以上。それ以外は2千5百万円以上。）には、さらに開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。

(7) 再度入札について

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効（ただし、入札心得第6条第1項第2号から第6号までの規定に基づく無効を除く。）の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。電子入札対象工事の場合は、電子入札システムから再入札通知書を送信することにより通知する。

また、これらの規定は、予定価格を事前に公表している場合は適用しないものとする。

(8) 被災者等の雇用について

本工事の実施に当たっては、東日本大震災による被災者等の優先的な雇用に努めること。

(9) 工事完成後の実地調査について

下請保護の観点から、落札率の低い工事や下請契約の適切性が懸念される工事についての下請状況を確認するため、下請代金支払い後に元請、下請業者に対して個別に実地調査を行う場合がある。

調査の対象となった場合は、調査に協力しなければならない。

なお、調査の結果、建設業法又は福島県元請・下請関係適正化指導要綱に違反する事実が確認された場合、県は違反した者及びその者を指導する立場にある者（県から直接工事を請け負った元請や違反した者の元請）に対して指導を行う。

これに対して適切な対応がなされない場合には、入札参加資格制限、工事成績の減点などの措置を行う場合がある。

(競争入札用)

入札書(記載例)

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹	
	¥	1	6	0	0	0	0	0	0	0	円也

※1

入札金額

工事(委託業務)名 ○○○工事

工事(委託業務)番号 ○○-○○○○○-○○○○

工事(委託業務)箇所 福島市杉妻町地内

くじの数

0	1	2	※2
---	---	---	----

上記のとおり入札いたします。

平成○○年○○月○○日

※3

住 所 伊達郡○○町○○

商号又は名称 ○○建設株式会社

代表者名 代表取締役 ○○○○ 印

(あて先) 福島県

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 同額入札による「くじ」に使用する。アラビア数字を用いて、任意の値(000~999。空欄をつくらぬこと。012のように0(ゼロ)を記載する)を記入すること。記入がない場合や数字以外の記号・文字が記入された場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

(※3) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任者の住所、名称等を記載し、押印すること。

【別紙5】

注) 入札書を郵送する前に入札公告、入札説明書及び入札心得を十分に確認してから入札書を送付してください。

入札書の郵送前チェックリスト【別紙8】(45頁)を参考にしてください。

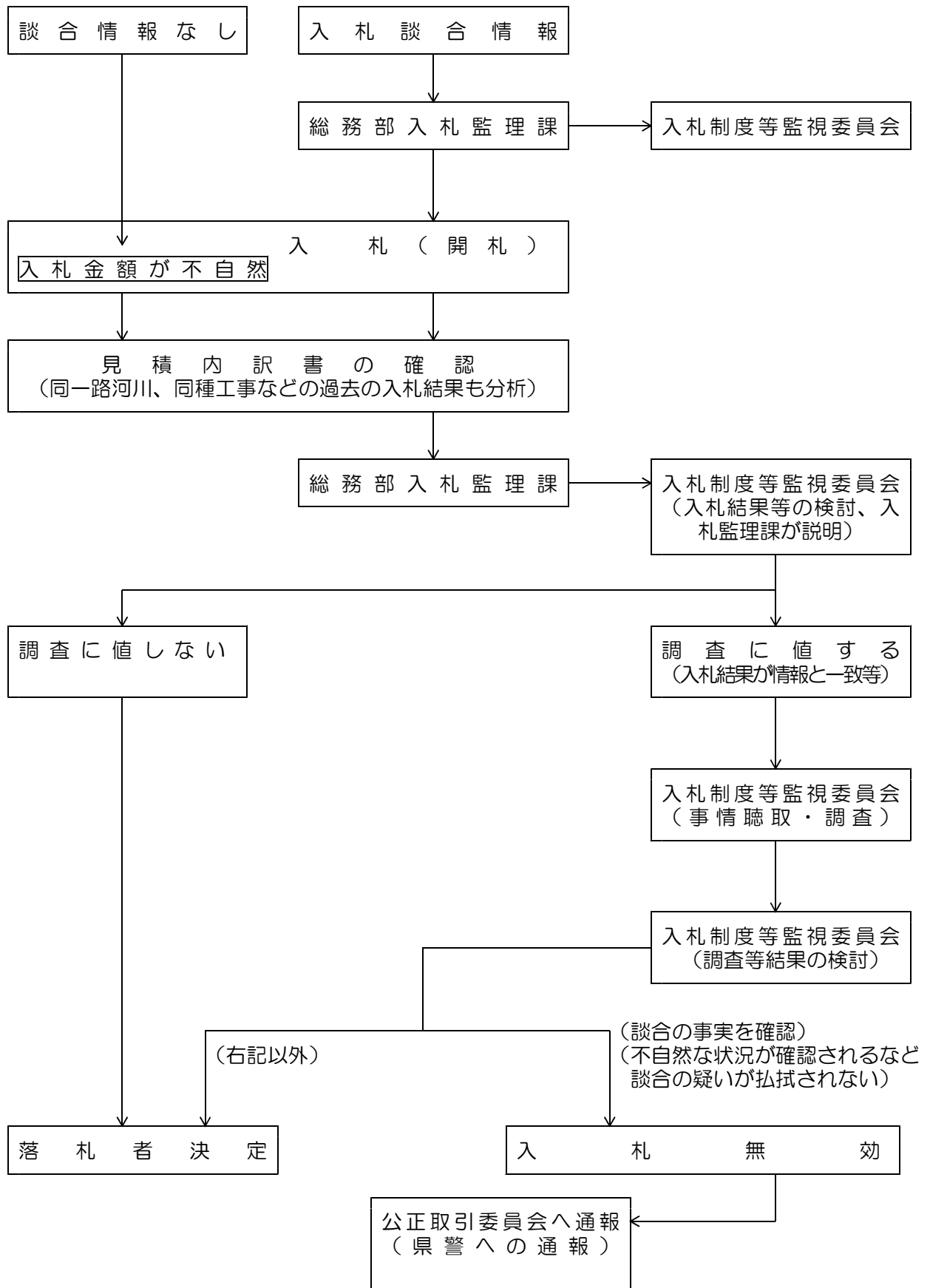
入札書を無効とする事例 (H21.4月改正後)

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外の方法により提出された入札書
入札公告に示す指定日以外の日に到着した入札書 (郵便事故によって指定日以外に到着したものであって開札の間に合うものを除く。)
入札参加資格のない者が入札した入札書
入札公告で示した提出先以外に到着した入札書 (郵便事故によって提出先以外に到着したものであって開札の間に合うものを除く。)
開札前に入札参加者が特定できない入札書 (外封筒及び中封筒に商号又は名称が記載されていないなど)
鉛筆書きによる入札書
中封筒又は見積内訳書の標記が誤字、脱字、未記載等により対象案件を特定できない入札書
同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
見積内訳書を提出しない者が提出した入札書
中封筒に入っていない入札書
入札書の日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
入札書の工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが入札公告と一致しない入札書 (軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。)
見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書
提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者の入札書
虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
入札制度等監視委員会において、談合の事実が確認された場合又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札書
その他入札公告及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

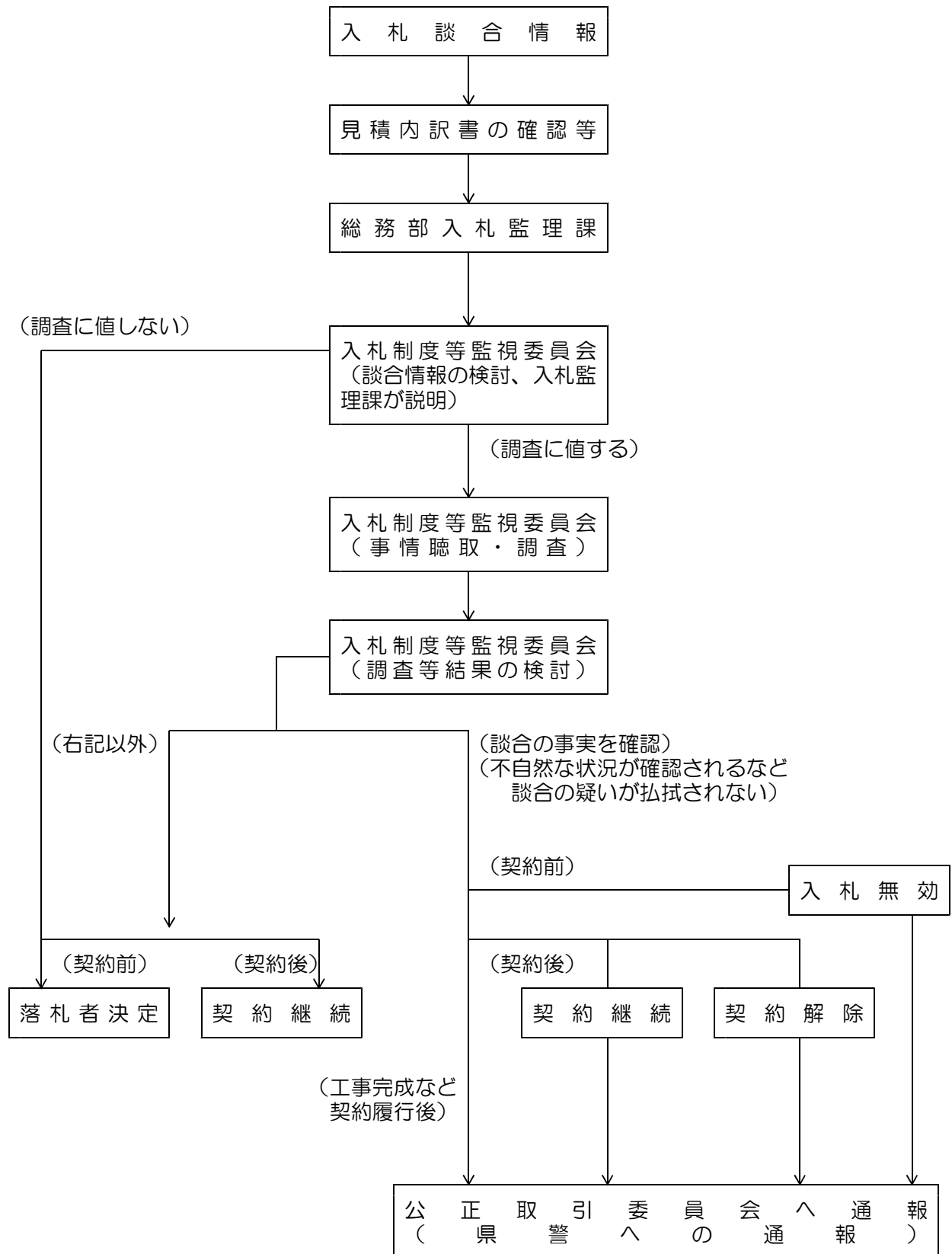
入札書を失格とする事例

入札金額が最低制限価格を下回る入札書
低入札価格調査(総合評価方式)の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書

談合情報対応フロー図（入札執行前）



談合情報対応フロー図（入札執行後）



同額入札による「くじ」について

1 郵便入札の場合

(1) 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入します。

なお、記入がない場合などは、有資格コードの下3桁の数値が記載されたものとみなします。

(2) くじの手順

ア 有資格者コードの小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

イ 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

ウ 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札参加者を最上位とする。

エ 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を2順位とする。

オ 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札参加者を3順位とする。

カ 4順位以下はオの規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者3名が同額入札の場合

① 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

杉妻建設 (100980021) …… くじ番号 0

福島建設 (100980142) …… くじ番号 1

福島組 (100982293) …… くじ番号 2

② くじの数の和を求め、同額入札者で除算し、余りを算定する。

杉妻建設 (くじの数 123) 合計 (123+072+452=647)

福島建設 (くじの数 072)

福島組 (くじの数 452) 余り (647÷3=215…余り2)

③ 順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号である福島組

2順位は、2+1=3のくじ番号が存在しないので、くじ番号0の杉妻建設

3順位は、0+1=1と一致するくじ番号である福島建設

2 電子入札の場合（農林水産部及び土木部が対象）

(1) システムにおける入札書に「くじ入力番号」として任意の値を入力

くじを行う場合に備えて、システムにおける入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を入力します。

なお、システム上、入力は必須項目となっています。

(2) くじの手順

ア 入札書到着日時の早い順に応札順序として番号（0、1、2…）を付与する。

イ くじ対象者のくじ入力番号に、システム上、自動で付番される「乱数（任意の3桁の数字）」を加えた数字がシステム上の「くじ番号」となる。

なお、乱数を加えて1、000を超える場合は、その数値から1、000を引いた数値を「くじ番号」とする。（例：1094の場合は094がくじ番号となる。）

ウ 同額入札の入札書において、「くじ番号」の数を合算し、その合計額をくじ対象者数で除算し、余りを算出する。

エ 上記ウの計算結果による余りと一致した上記アの応札順序の番号の入札参加者を最上位とする。

オ 最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

この場合において、最上位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を2順位とする。

カ 2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

この場合において、2順位の応札順序の番号に1を足した応札順序の番号が存在しない場合には、0の応札順序の番号の入札参加者を3順位とする。

キ 4順位以下はカの規定に準じて順位を決定する。

(例)

① 入札書到着日時の早い順に応札順序の番号を付与する。

杉妻建設	（入札書到着 1/23 13:00）	……………	応札順序の番号	0
福島建設	（入札書到着 1/24 10:00）	……………	応札順序の番号	1
福島組	（入札書到着 1/24 15:00）	……………	応札順序の番号	2

② くじ番号（くじ入力番号+乱数）

杉妻建設	172 (072+100)
福島建設	423 (123+300)
福島組	052 (452+600)
合計	(172+423+052=647)
余り	(647÷3=215…余り2)

③ 順位

最上位は、余りの2と一致する応札順序の番号である福島組

第2順位は、2+1=3の応札順序の番号が存在しないので、応札順序の番号0の杉妻建設

第3順位は、0+1=1と一致する応札順序の番号である福島建設

※ 電子入札において、書面により入札書の提出を承諾された場合

- ア 入札書に記載された「くじ番号」を入札執行権者が電子入札システムに入力する。
なお、電子入札の参加者と同様に乱数を加算し、「システムのくじ番号」を決定する。
また、くじ番号の記入がない場合は、郵便入札の場合と同様とする。
- イ 応札順序については、電子入札で提出した入札書より後の応札順序の番号を付与する。なお、書面による入札書の提出が複数ある場合はシステムに入力した順に番号を付与する。
- ウ その他は電子入札参加者と同様とする。

これで完璧！ 入札書の郵送前チェックリスト

【別紙8】

(平成21年3月1日以降に郵送するもの)

チェック内容を確認のうえ入札書等を次の方法で郵送してください。

一般書留又は簡易書留のいずれかの郵便で、必ず配達日指定郵便にしてください。

※ 郵便の料金、手続き方法その他については、必ず入札者自身の責任において郵便局等で確認してください。

福島県の公式ホームページ <http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>

項目	チェック内容
入札書の様式	<input type="checkbox"/> 必要項目が記載されている。 (県の公式ホームページからダウンロード可能)
入札書の入札金額	<input type="checkbox"/> 記載した金額と見積内訳書の金額が一致している。
	<input type="checkbox"/> 記載した金額を訂正していない。
入札書の工事名	<input type="checkbox"/> 入札公告の工事名を記載している。(誤字、脱字は不可)
入札書の工事番号	<input type="checkbox"/> 入札公告の工事番号を記載している。(誤字、脱字は不可)
入札書の工事箇所	<input type="checkbox"/> 入札公告の工事箇所を記載している。(誤字、脱字は不可)
入札書の年月日	<input type="checkbox"/> 入札書の作成日又は郵便局窓口提出日としている。
入札書のくじの数	<input type="checkbox"/> 任意の数値を記入している。
入札書の 入札参加者	<input type="checkbox"/> 入札参加者(委任を受けた営業所長を含む)は県の有資格業者名簿に登録されている。
	<input type="checkbox"/> 入札参加者の住所、商号又は名称、代表者名が記載されている。
	<input type="checkbox"/> 入札参加者の代表者印を押印している。
入札書のあて先	<input type="checkbox"/> [福島県]と記載している。
見積内訳書の 1ページ	<input type="checkbox"/> 工事名、工事番号、商号又は名称が記載されている。
見積内訳書の 記載形式	<input type="checkbox"/> 見積内訳書は、金抜設計書の本工事費内訳書に沿って記載している。 (様式は県の公式ホームページからダウンロード可能)
	<input type="checkbox"/> 独自様式の記載項目は必要項目(費目、工種、施工名称等)を満たしている。
	<input type="checkbox"/> かけ算、足し算に間違いがない。
	<input type="checkbox"/> 見積内訳書の金額は入札書に記載した金額とが一致している。
質問回答書の確認	<input type="checkbox"/> 入札公告掲載のホームページにおいて、質問回答の有無を確認している。
中封筒の中身	<input type="checkbox"/> 入札書が2通以上入っていない。
	<input type="checkbox"/> 入札書と見積内訳書が入っている。
	<input type="checkbox"/> (総合評価方式の場合のみ) 見積内訳総括表などの入札説明書で定める書類が入っている。
中封筒の表面	<input type="checkbox"/> 入札公告で示された貼り付け用紙を糊付けしている。
	<input type="checkbox"/> 商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載している。
外封筒の中身	<input type="checkbox"/> 入札書と見積内訳書が入った中封筒(封かんしてある)が入っている。
	<input type="checkbox"/> 中封筒が2通以上入っていない。
	<input type="checkbox"/> (総合評価方式の場合のみ) 技術提案書などの入札説明書で定める書類が入っている。
外封筒の表面	<input type="checkbox"/> 入札公告で示された貼り付け用紙を糊付けしている。
	<input type="checkbox"/> 商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)及び入札書等在中を記載している。
郵送の方法等 最終チェック	<input type="checkbox"/> 入札公告、入札説明書等において、個別に設定されている提出内容のとおりになっている。
	<input type="checkbox"/> 一般書留又は簡易書留のいずれかの郵送方法としている。
	<input type="checkbox"/> 上記の郵便物を配達日指定郵便にしている。 (入札公告で指定された日を配達日としている。)